

広島県告示第五百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成三十年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
子鹿医療療育センター	三次市粟屋町一六六四番地	三次市粟屋町一六六四番地	平成三〇年四月一日
子鹿医療療育センター (歯科)	三次市粟屋町一六六四番地	三次市粟屋町一六六四番地	平成三〇年四月一日